

準備は大丈夫ですか？

『確定申告』が始まります。

今年も、自分で。
25歳、長谷川京子。



確定申告期限

- 所得税・贈与税
3月15日(月)まで
- 消費税・地方消費税
3月31日(水)まで

所得税の確定申告が2月16日から始まります。

申告と納税の期限は、いずれも3月15日です。毎年、期間間近になると税務署はたいへん混雑しますので、早めに申告を済ませましょう。

確定申告が必要な人

- ・ 事業所得（商業、工業、農業、医療、漁業などからの所得）や不動産所得（地代、家賃）などのある人で、一年間の所得金額の合計額が、所得控除合計額を超える人
- ・ 土地、建物などを譲渡した人
- ・ サラリーマンで給与収入が年間二千万円を超える人、給与以外の所得が20万円を超える人、2カ所以上から給与を受ける人

申告すれば税金が戻る人

- ・ 確定申告をしなくてよい人でも、次のような場合、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。
- ・ マイホームを住宅ローンなどで取得した場合
- ・ 多額の医療費を支払った場合

確定申告に必要なもの

- ・ 災害や盗難にあった場合、年の途中で退職し、再就職していない場合
- ・ 印鑑
- ・ 申告書
- ・ 農業等各種事業所得及び不動産所得のある人は、収支内訳書（収入、経費）ごとに集計、記入し、領収書を必ず持参してください。

※農業所得のある人は、各種領収書のほかに、JA発行の営農口座取引通知書、購品明細書、昨年5月に送付した固定資産税課税明細書を持参してください。

- ・ 給与や年金などのある人は、その源泉徴収票（原本）
- ・ 医療費控除を受ける人は、支払った医療費の領収、明細書（病院別、受診者別に

- ・ 集計して持参してください。
- ・ 社会保険料控除を受ける人は、国民年金、国民健康保険税、介護保険料などの納付済額のわかるもの
- ・ 生命保険料控除を受ける人は、支払保険料の証明書
- ・ 損害保険料控除を受ける人は、支払保険料の証明書
- ・ 障害者控除を受ける人は、身体障害者手帳等障害の内容のわかるもの
- ・ 住宅取得等特別控除を受ける人は、登記簿謄本、住民票の写し、売買契約書又は請負契約書の写し、住宅取得資金等に係る借入金の年末残高証明書
- ・ 電卓
- ・ 筆記用具（ボールペン）
- ・ 還付申告をする人は、還付金の振込先通帳の口座番号と届出印

あらかじめ申告に必要な書類等をよく確認し、計算して準備しましょう。

